

福岡県公報

平成27年4月10日
第3684号

目次

告示(第399号)

○解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1

公告

○県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 1

○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) …………… 2

○競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 2

○一般競争入札の実施 (情報政策課) …………… 4

○大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 6

○県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 8

○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更 (水産振興課) …………… 8

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8

○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 8

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9

○土地区画整理事業の事業計画の認可 (都市計画課) …………… 9

○意見募集の結果の公示 (子育て支援課) …………… 9

○意見募集の結果の公示 (子育て支援課) …………… 9

○意見募集の結果の公示 (子育て支援課) …………… 10

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 10

○意見募集の結果の公示 (廃棄物対策課) …………… 10

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 10

○平成27年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施 (畜産課) …………… 11

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (環境保全課) …………… 14

正誤

○開発行為の完了(平成27年3月17日福岡県公報第3677号公告)中正誤 (都市計画課) …………… 14

告示

福岡県告示第399号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
大牟田市大字今山字鳴川4897の1(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 解除の理由
電気通信設備用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営御供田地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成27年4月10日から 平成27年5月14日まで	福津市役所

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成26年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	若松区 老松一丁目、波打町、老松二丁目・大井戸町・桜町・西園町・栄盛川町・深町一丁目の各一部 小倉南区 沼緑町一丁目、沼本町一丁目・三丁目・四丁目・沼緑町二丁目・三丁目・五丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目・大字沼・葛原東二丁目の各一部	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
赤 村	赤の一部	〃

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	若松区 老松一丁目、波打町、老松二丁目・大井戸町・桜町・西園町・栄盛川町・深町一丁目の各一部 小倉南区 沼緑町一丁目、沼本町一丁目・三丁目・四丁目・	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

	沼緑町二丁目・三丁目・五丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目・大字沼・葛原東二丁目の各一部	
〃	小倉南区 大字沼・沼本町一丁目・三丁目・四丁目・沼緑町五丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目の各一部 八幡西区 御開四丁目・五丁目、大字本城の一部	平成27年3月19日から 平成28年3月31日まで
大 牟 田 市	大字手鎌・大字唐船・昭和開の各一部	平成27年3月19日から 平成28年3月31日まで
柳 川 市	三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯鳥、西蒲池、東蒲池	〃
大 川 市	紅粉屋、新田の一部、九網	〃
赤 村	赤の一部	平成26年4月1日から 平成28年3月31日まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
統合ヘルプデスク運用管理業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ロ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ハ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (ニ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (ホ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成27年4月30日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称
統合ヘルプデスク運用管理業務委託

(2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。

(3) 契約期間
平成27年9月1日から36か月（3年間）

(4) 履行場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県企画・地域振興部情報政策課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、平成27年4月30日（木）午後3時00分までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年5月21日（木）現在において、次の条件を満たすこと。
(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA

13	04	調査統計	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課運用係（県庁行政棟6階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成27年4月10日（金）から平成27年5月8日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 9 入札説明会
- (1) 日時
平成27年4月21日（火） 午前11時00分から
- (2) 場所
福岡市博多区吉塚本町13番50号
吉塚合同庁舎7階 702号会議室
- (3) 参加予定者報告書の提出

入札説明会に参加を希望する者は、平成27年4月20日（月）午後5時00分までに統合ヘルプデスク運用管理業務委託入札説明会参加予定者報告書をファクシミリで提出すること。

送付先 企画・地域振興部情報政策課運用係 FAX番号：092-643-3121

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成27年5月21日（木） 午後5時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日は受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）による。

11 開札

- (1) 日時
平成27年5月22日（金） 午前11時00分
- (2) 場所
5の部局とする。
- (3) 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全ての同意が得られれば直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11の(3)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が上記12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Operations management outsourcing of integrated help desk
- (2) Time Limit of Tender
5:00 PM on May 21, 2015
- (3) Contact Point for the Notice
Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development
Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku,
Fukuoka City, 812-8577, Japan.
TEL 092-643-3198
FAX 092-643-3121

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年3月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ゆめモール筑後
 (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
その他テナント未定(全8社)	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年11月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,678平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
第1駐車場(敷地東側)	116
第2駐車場(敷地中央)	192
第3駐車場(敷地西側)	27
合計	335

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟駐輪場 : (A棟建物南西側)	22

B棟駐輪場 : (B棟建物南側)	144
C棟駐輪場 : (C棟建物東側)	10
S M棟駐輪場 : (S M棟建物南側)	45
合計	221

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
N o. 1 荷さばき施設(A棟北側)	132
N o. 2 荷さばき施設(B棟北側)	519
N o. 3 荷さばき施設(S M棟北東側)	170
合計	821

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
N o. 1 廃棄物保管施設(A棟建物外北西側)	30.00
N o. 2 廃棄物保管施設(B棟建物外北西側)	3.96
N o. 3 廃棄物保管施設(S M棟建物内北東側)	22.75
N o. 4 廃棄物保管施設(S M棟建物内北東側)	9.74
合計	66.45

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イズミ	午前8時00分	午後11時00分
A棟一テナント1	午前8時00分	午後11時00分
B棟一テナント1	午前8時00分	午後11時00分
B棟一テナント2	午前8時00分	午後11時00分
B棟一テナント3	午前8時00分	午後11時00分
B棟一テナント4	午前8時00分	午後11時00分
B棟一テナント5	午前8時00分	午後11時00分
C棟一テナント1	午前8時00分	午後11時00分

C棟—テナント2	午前8時00分	午後11時00分
----------	---------	----------

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前7時00分～午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4箇所 駐車場敷地周辺（北側西寄り、東側中央、南側）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
N o. 1～N o. 3 荷さばき施設	午前6時00分～午後9時00分

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（新星野地区）	平成24年3月21日
農道整備事業（新星野地区）	平成23年3月25日
区画整理事業（新星野地区）	平成24年5月30日
農地造成事業（新星野地区）	平成21年7月17日
農用地保全事業（新星野地区）	平成24年5月30日

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成27年3月27日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成27年1月13日福岡県公報第3659号公告）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

2の表を次のように改める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成27年1月～12月	若 干
まいわし	平成27年1月～12月	若 干
まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	若 干
するめいか	平成27年4月～平成28年3月	若 干

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市納楚字前田591番、592番、593番、594番、596番1、596番2、字牟田々613番4から613番6まで、614番3、614番5、614番6、617番5、617番11及び617番13から617番15まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館
株式会社 コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

公告

筑後東部第1期土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所

政次 春男	八女市川犬1494番地1
-------	--------------

2 退任監事

氏 名	住 所
篠原 千郷	筑後市大字鶴田884番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）春日市須玖北四丁目3番1、4番、5番1から5番7まで、9番2、11番1から11番4まで、12番1から12番5まで、13番1から13番3まで、14番1から14番3まで、15番1、15番2、15番4、16番1、17番1、17番4及び17番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号

医療法人 徳洲会

理事長 鈴木 隆夫

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第4項の規定により次のように公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 組合の名称

古賀市高田土地区画整理組合

2 事業施行期間

認可日から平成30年3月31日まで

3 施行地区

古賀市久保長崎、久保若ノ浦、久保左屋及び久保流の各一部

4 事務所の所在地

古賀市久保1227番地1

5 設立認可の年月日

平成27年3月27日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示場及び古賀市役所の掲示場に掲示する。

公告

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、平成26年12月10日から平成27年1月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年3月31日に公布しました。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

福祉労働部子育て支援課保育係

電話：092-643-3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、平成27年2月2日から平成27年3月3日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27

年3月31日に公布しました。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

福祉労働部子育て支援課保育係

電話：092-643-3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公告

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成26年12月22日から平成27年1月21日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年4月1日に改正しました。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

福祉労働部子育て支援課保育係

電話：092-643-3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 組合の名称

久山町上久原土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成元年3月14日から平成28年3月31日まで

3 施行地区

久山町大字久原字松浦、字池上、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原1080番地3

5 設立認可の年月日

平成元年3月14日

6 変更認可の年月日

平成27年3月31日

公告

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成27年2月10日から平成27年3月11日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年3月31日に公布しました。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

環境部廃棄物対策課施設第一係

電話：092-643-3398

メールアドレス：haiki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字西谷字小藤町176番1、177番1、178番1、179番、180番、字九反田182番2、185番1及び186番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
行橋市大字西谷202番地の1
宮田運送株式会社
代表取締役 宮田 将英

公告

平成27年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。
平成27年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成27年6月30日（火曜日）	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	飯塚市有安830-3	庄内公民館	飯塚農林事務所
平成27年7月31日（金曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成27年8月30日（日曜日）	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成28年1月17日（日曜日）	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

- (1) 受験資格者
福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの
なお、年齢については、銃猟免許にあつては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日18歳以上の者
- (2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～ 午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時00分

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名
平成27年6月23日（火曜日）	田川郡川崎町大字田原772-1	川崎町勤労青少年ホーム
平成27年6月24日（水曜日）	大牟田市健老町461	大牟田市エコサルクセンター
平成27年7月1日（水曜日）	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター
平成27年7月2日（木曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎
平成27年7月2日（木曜日）	築上町大字高塚756番地	築上町中央公民館
平成27年7月3日（金曜日）	直方市津田町7-20	直方市中央公民館
平成27年7月7日（火曜日）	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎

平成27年7月7日(火曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
平成27年7月8日(水曜日)	田川市平松町3-36	田川青少年文化ホール
平成27年7月8日(水曜日)	行橋市大字今井3758番地	行橋市研修センター(ゆくとピア)
平成27年7月9日(木曜日)	朝倉市杷木久喜宮1685	サンライズ杷木
平成27年7月9日(木曜日)	筑紫野市二日市南一丁目9-3	筑紫野市生涯学習センター
平成27年7月9日(木曜日)	みやま市瀬高町下庄792-1	瀬高公民館
平成27年7月10日(金曜日)	久留米市草野町吉木33	久留米ふれあい農業公園
平成27年7月10日(金曜日)	北九州市小倉北区井掘五丁目1-3	北九州パレス
平成27年7月13日(月曜日)	飯塚市小正319-1	J Aふくおか嘉穂本所
平成27年7月14日(火曜日)	北九州市門司区高田一丁目20-1	北九州市立門司体育館
平成27年7月14日(火曜日)	うきは市吉井町983-1	うきは市ムラおこしセンター
平成27年7月15日(水曜日)	宗像市久原400	宗像ユリックス
平成27年7月15日(水曜日)	八女市黒木町今1314-1	八女市黒木総合支所
平成27年7月16日(木曜日)	小郡市大板井1180-1	小郡市生涯学習センター
平成27年7月17日(金曜日)	北九州市小倉南区大字木下670-1	東谷興農会館
平成27年7月22日(水曜日)	筑後市大字若葉1104	サザンクス筑後
平成27年7月22日(水曜日)	中間市蓮花寺三丁目1-1	中間市中央公民館
平成27年7月24日(金曜日)	糟屋郡篠栗町大字尾仲47-1	クリエイト篠栗

平成27年7月24日(金曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎
平成27年8月3日(月曜日)	糸島市前原西一丁目1-1	糸島市役所本庁舎
平成27年8月7日(金曜日)	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成24年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの(一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。)

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講習科目	講習時間
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午前9時00分～午前10時00分
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識	午前10時00分～午後1時00分
鳥獣の判別	
猟具の取扱い	

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この公告の日から下記で定める申込期限までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真(申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの)を貼った受験票又は受講票(用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。)

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日から3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)から(オ)までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料(5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日及び申込期限】

免許試験		免許更新講習	
実施期日	申込期限	実施期日	申込期限
6月30日	6月22日	6月23日	6月15日
7月31日	7月21日	6月24日	6月15日
8月30日	8月20日	7月1日	6月22日
1月17日	1月7日	7月2日	6月22日
		7月3日	6月23日
		7月7日	6月29日
		7月8日	6月29日
		7月9日	6月29日
		7月10日	6月30日
		7月13日	7月3日
		7月14日	7月6日
		7月15日	7月6日
		7月16日	7月6日
		7月17日	7月7日
		7月22日	7月13日
		7月24日	7月14日
		8月3日	7月24日
		8月7日	7月28日

6 注意事項

- 試験又は講習の当日の受付は、午前9時00分から同9時25分まで行う。
- 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合

イ 受験中又は受講中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

- (3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。
- (5) その他詳細については、福岡県農林水産部畜産課鳥獣対策係又は各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課に問い合わせること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町明神坂一丁目5159番1、5159番35及び5159番65から5159番100まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 倉富 純男

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないでフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

平成27年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）の制定による法律の題名等の改正等により、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成13年経済産業省・環境省令第13号）の全部が改められたことに伴い、適用条項を改正する等、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであるため。

2 改正した日

平成27年4月1日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
27・3・17	3677	公告		10		○	後ろから 11		535番4から535番7まで	535番4から534番7まで